

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市上下水道局財務規程第98条の規定により準用する盛岡市行政財産使用料条例第5条	地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料の減免	上下水道局 総務課

標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。